

令和3年2月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和3年2月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日 令和3年2月15日
○招集の場所 かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時 令和3年2月15日 午前10時00分
○閉会の日時 令和3年2月15日 午前11時44分
○出席議員

1番	村田稔君	2番	佐藤麗子君
3番	笹生猛君	4番	佐久間勇君
5番	石井志郎君	6番	須永和良君
7番	磯貝清君	8番	鴫田剛君
9番	竹内伸江君	10番	座親政彦君
11番	近藤忍君	12番	斉藤高根君
13番	川名寛章君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺芳邦君	副広域連合企業長	高橋恭市君
事務局長	松上晴彦君	技師長	渡邊浩司君
参事(総務企画課長)	平野和之君	参事(業務課長)	中畑浩治君
工務1課長	吉岡保彦君	工務2課長	高木勝義君
浄水1課長	鮎川正弘君	浄水2課長	石井秀幸君
工務2課副技監	星野誠君	総務企画課副課長	大海眞美君
工務2課副課長	藤村浩隆君	浄水2課副課長	一色崇史君
総務企画課主幹	林豊君	業務課主幹	増田政弘君

監査委員 多田賢君

○出席事務局職員

議会事務局長	安田和宏	書記	山中利幸
書記	満園弘美	書記	高濱純平

○議事日程

日程第1 議席の指定
日程第2 会期の決定
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 議案の上程

議案第1号 令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算
(第2号)

議案第2号 令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算

議案第3号 かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 水道料金等債権の放棄について

日程第5 広域連合企業長の提案理由説明

日程第6 議案審議

○議事日程に付した事件 議事日程のとおり



開 会

(令和3年 2月 15日 午前10時00分)

議長(磯貝 清君) 皆さん、おはようございます。これより令和3年2月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配付いたしております日程表に基づいて、進行させていただきます。

なお、本会議での発言は感染症対策のため、すべて着座でお願いいたします。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合企業長、副広域連合企業長、及び事務局長ほか、事務局職員が出席しておりますので、御了承願います。

本日の事務局出席者については、座席表をお手元に配付してございますので、御参照ください。



諸 般 の 報 告

議長(磯貝 清君) 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

議長(磯貝 清君) 監査委員から、地方自治法第199条の規定による定期監査及び地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配付しておきましたので、御了承願います。

議長(磯貝 清君) 諸般の報告は、以上であります。



議 席 の 指 定

議長(磯貝 清君) これより日程に入ります。日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただ今、御着席の氏名標のとおり指定いたします。



会 期 の 決 定

議長(磯貝 清君) 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。御異議ないものと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。



会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長(磯貝 清君) 日程第3、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第97条の規定により、議長において指名をいたします。

議長(磯貝 清君) 会議録署名議員に、議席番号11番、近藤忍君、議席番号1番、村田稔君を指名します。



広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(磯貝 清君) 次に、広域連合企業長から招集の挨拶があります。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) はい、議長。

議長(磯貝 清君) はい、渡辺企業長。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) 皆様おはようございます。本日、ここに令和3年2月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の中、感染拡大の防止に取り組まれるなど、大変お忙しいところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

当企業団が事業を開始してから、2年が経過しようとしております。一昨年台風によりまして、大きな被害を受けたことから、今年度は防災・減災対策について、鋭意、取り組んでいたところ、先日、富津市笹毛地先踏切付近の漏水事故によりまして、年末年始という特別な時期に飲料水はもとより生活全般に必要な水道水を供給できず、住民の皆様には大変な御不便と御心配をお掛けしましたことをまずはお詫び申し上げたいと思います。引き続き、統合基本計画に基づく施設整備及び災害対策を職員が一丸となって、推進してまいりますので、議員の皆様方におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますようよろ

しくお願いいたします。

本日提案いたします案件は、予算案が2件、条例案が2件、債権放棄に関する議案が1件の計5件でございます。議案の細部につきましては、後ほど提案理由の際に申し上げることといたしますが、十分御審議をいただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。



議 案 の 上 程

議長(磯貝 清君) 日程第4、議案の上程を行います。議案第1号から議案第5号までを一括上程いたします。議案はお手元に配付いたしましたとおりです。



広 域 連 合 企 業 長 の 提 案 理 由 説 明

議長(磯貝 清君) 日程第5、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) はい。

議長(磯貝 清君) 広域連合企業長、渡辺芳邦君。

広域連合企業長(渡辺芳邦君) それでは、本日提案いたします、議案の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

今議会に提出いたしました議案は5件でございます。

内容といたしまして、「令和2年度水道事業会計補正予算第2号」として、非常用自家発電機の整備に係る国庫補助金及び出資金などについて、令和2年度予算を補正しようとするもの、「令和3年度水道事業会計当初予算」として、統合基本計画に掲げる施設整備水準の改善と災害対策を推進するための令和3年度予算、給水料金単価の引き下げを行うため、水道用水供給条例の一部を改正しようとする条例案、行政不服審査法施行条例の一部を改正しようとする条例案、水道料金等に係る債権放棄について議会の議決を得ようとするものでございます。

以上が、本日の議案の概要でございますが、詳細につきましては、事務担当者が説明いたしますので、よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。



議 案 審 議

議長(磯貝 清君) 日程第6、議案審議を行います。

議長(磯貝 清君) 議案第1号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長(松上晴彦君) それでは、議案第1号「令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第2号)」についての補足説明を申し上げます。

議案書別冊の「令和2年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第2号)」と書かれました資料、こちらの1頁をお開き願います。

今回の補正予算案は、国庫補助金、地方公営企業繰出金、その他の所要額についての予算額を補正しようとするものでございます。

第1章水道事業です。第1条は「総則」となります。

第2条「収益的収入及び支出」の補正でございます。収入では、第1款水道事業収益を105万2千円減額し、108億8,700万9千円に、支出では、第1款水道事業費用を223万2千円減額し、99億7,781万6千円に、それぞれ補正しようとするもので、いずれも消費税額の再計算によるものでございます。

第3条は、「資本的収入及び支出」の補正でございます。収入では、第1款資本的収入を3,989万8千円増額し、40億3,893万9千円に補正しようとするものでございます。内訳ですが、第2項出資金で2,793万8千円の増額、第3項国庫補助金で1,196万円の増額です。これらは、非常用自家発電設備の整備につきまして、国の補助金交付対象が拡大をされました。そこで、君津市域の法木第1・第2増圧ポンプ場、小糸浄水場、富津市域の竹岡増圧ポンプ場、袖ヶ浦市域の林加圧場の整備案件についての要望をいたしましたところ、全てが交付決定をされました。その結果、国庫補助金を増額し、これに伴いまして施工箇所である君津市、富津市及び袖ヶ浦市から、お受けする出資金も増額するというものでございます。支出では、第1款資本的支出を2,500万円増額し、74億6,636万1千円に補正しようとするもので、これは、袖ヶ浦市域で地下水対策の追加工事に伴う建設改良費の不足を補うものでございます。この結果、資本的収入額が、資本的支出額に対して、34億2,742万2千円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金等で補てんをするものといたします。

2頁をお開きください。第4条「債務負担行為」の追加でございます。君津市域での自家用発電機設置工事を前倒しするために、表に記載があります1件を新たに設定しようとするものでございます。第5条は、「他会計からの補助金等」の補正でございます。非常用自家発電設備の整備について、出資金を太字のとおり補正しようとするものでございます。

以下、補正予算の内容を補足する資料といたしまして、「補正予算に関する説明書」を付けております。

5頁をお開きください。「補正予算(第2号)実施計画」では、予算科目の款・項・目の金額をそれぞれ記載しております。6頁をお開き願います。令和2年度の「予定キャッシュ・フロー計算書」でございます。期末資金残高は、こちらの表の一番右の下に記載がありますように、67億3,152万7千円を予定しております。令和元年度の決算額を反映させました結果、当初予算で計上をいたしました金額よりも増える見込みとなっております。その他の説明資料でございますが、7頁に、「債務負担行為に関する調書」、8頁から9頁には、令和2年度末時点の予定貸借対照表、10頁から12頁には、「注記」といたしまして、今回の財務諸表等の作成の際に、適用した会計処理の基準や、手続きなどを掲載しております。また、15頁から17頁には、参考資料といたしまして、補正予算案を反映させた水道事業の市域ごとの状況と補正額を付けております。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(磯貝 清君) 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

議員(笹生 猛君) はい。

議長(磯貝 清君) 笹生猛君。

議員(笹生 猛君) はい。まず審議に先立ちまして今現在この本企業団におきまして、いびつな

状況が発生しているということで、議会の議決の正当性について伺います。つまり、現在、先般局長が説明に来たわけですが、副広域連合企業長の職について、本来では企業団規約においては議会の同意を得るということになっております。しかし、その機会もなく継続をするということは、議会が議決すべきものを、ここですることなく現在続いている。片や、ここで議会の議決を必要とする補正予算が上程された。この議会の正当性について問題があるのではないかと伺いますが、これについてどのような見解があるのか伺います。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) ただいまの御質問は、予算案の関係ということで、手続き上の正当性ということで、理解させていただきましたので、その趣旨での答弁とさせていただきます。まず、副企業長の選任につきましても、議会同意はかずさ水道広域連合企業団規約の第12条第4項に定めがあります。任期は13条の第1項第2項に定めがあるということになっております。13条1項では任期は構成団体の長としての任期と定めがありますが、2項で構成団体の長でなくなったときは同時にその職を失うとされています。その結果、再選して身分を継続した場合には、職を失うのかどうなのか、解釈上ここがはっきりしないということで、先般、富津市長選挙において高橋市長が再選をされた際の扱いというものを先般、議員の皆様にご相談を申し上げました。今回、予算案の中には副企業長の給与等は減額をする、あるいは戻入するというようなことは想定をしておりますが、その理由は、皆様方から頂戴をいたしました意見を基に正副議長との相談をいたしまして、再選した後に改めて同意の手続きをしなかったということが、先ほど申しましたように、規約の違反として明確かどうかは言い切れない、ということで、ただ解釈が分かれる点は将来のためにはっきりと決めておく必要があるとの意見を頂戴いたしました。そこで、予算案におきましては、一応身分は継続をしているという前提で扱っているということでございます。

議員(笹生 猛君) はい。

議長(磯貝 清君) はい、笹生猛君。

議員(笹生 猛君) その解釈をした法的根拠、更にはその権限、どのように解釈したか、議事録についてはどのようになっていますか。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) 解釈の権限でございますが、規約が定められている、つまり、かずさ水道広域連合企業団が成立する前提ですから、各構成団体の方でも議決を頂戴すると、その際に、詳細な規程の合意等がなかったということで、事務局におきまして、読める形で読んでしまったということで、先般、各議員の皆様にご意見を頂戴いたしました際に、それはおかしいだろうという意見も確かにありましたが、事務局の見解につきまして、それほど不自然ではないという意見もあったということで、大変申し訳ないですが、権限がどこにあるかということ、はっきりしてなかったということで、事務局の方でこういうふうにご読めるから大丈夫であろうと、素直に考えてしまったというのが実情でございます。

議員(笹生 猛君) はい。

議長(磯貝 清君) 笹生猛君。

議員(笹生 猛君) はい。事務局が議会の議決を超えたという理解でよろしいでしょうか。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) 議決を超えたということは明らかに規約の解釈に間違いがあったということであれば、そのような解釈になろうかと思うのですが、規約の解釈上、構成団体の長でなくなったときは同時にその職を失う、この2項の解釈というのは職を失わない限りは継続すると読めますので、議会の権限を越えたという認識は特には持ってはおりません。

議員(笹生 猛君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。笹生猛君。

議員(笹生 猛君) はい。先ほどから、私は愚につかない説明だというふうに理解していますが、ここには議会の同意を得るということが明らかに書いていて、それが読めるというのであれば、先ほど詳細は決まっていなくて、取り決めをしていないということを確認しているわけで、そのところが詳細を決めていないものを事務局が勝手に判断したというのであれば、判断した経緯、詳細について、いつどこでどういう話をしたのか、ということが議事録が残ってなければ、これはおかしい話で、我々も含めて各市議会を回って説明をしたというのは聞きますが、それはあくまでもオフレコな話であって、別に我々は議論したわけでもなく、公式の場でそんな話をしたこともない中で、今のような説明をできるというのは、議決をそもそも愚弄しているということにならないでしょうか。このことについて、まず議事録については明確にお答えください。更に、そもそも議決をするということは地方自治法、どういう問題、どういう機能があるのか、お答えください。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) まず議事録があるのかの点でございますが、規約の解釈の問題ですので、各構成団体議決をされます際に、そうした詳細解釈についての議決はなかったという、ただ、規約の詳細解釈まで議決を要する事項なのかどうかというのは、私は分からないですけれども、そのような形で規約を現在の広域連合企業団の方に渡されて、これに沿って執務を行うようにということで承ったというふうに考えておりますので、規約における解釈が明確に違うのであれば、それはおっしゃるように大変問題ではございますが、規約の解釈上、そのように構成団体の長ではなくなったときは同時にその職を失うという規程がある以上、長でなくなっていない、つまり、1秒たりとも身分を失われていないわけなので、職は失っていないという解釈を行ったことについては、議会をどうこうとか、そういう意図は全くないと思っております。同意権についてどう思うのかということでございますが、就任にあたっては当然この同意があってそれで就任されております。その後、任期をまたいだ際に同意という行為をいれるか、いれないかというものは、これも解釈が分かれると思っております。つまり、信任された手続きが一度ある以上は2項でいうところの長でなくなっていないということで、そのまま継続するという解釈も十分成り立つと思っております。ただ解釈の仕方によっては議会の同意というのが市長の任期をまたいだそのときに、副企業長を継続させないという議会側がそうした権能を発揮する権限であるという解釈であれば、同意を得る必要があるということも成り立つということで、誠に申し訳ないですが、二つの解釈が成り立つという規約になっているということでございます。

議員(笹生 猛君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。笹生猛君。

議員(笹生 猛君) はい。まず、じゃなぜ説明に回ったのですか。そもそも問題になったから説明に回ったわけですね。更に二つの解釈が存在するのであればどちらの解釈が適切なのかというのは、同意案件に関しては取らなければ、これ民主的ではないわけですよ。我々何の

ために来ているのか。このところについては事務局にそんな権限、私はあるとは思っておりません。我々は各市町村で選ばれて来ているわけです。そして、その背景には選挙というものを経て来ているわけです。それで議会の1秒たりとも変わんなければって言ったら、メンバー変わってもそれはずっと続くって、これはおかしい話じゃないですか。先ほど答えた地方自治法上、地方自治上、議決というものがどういう機能を果たすのかということについてお答えないのですが、それについての見解も併せて伺います。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) この規約の問題ですけれども、議会の同意がですね、議決を経るかどうかということも実は曖昧ですが、議会としての意思決定がどこかで行わなければならないという意味であることは、これは間違いないと思っております。それと最初のどこの段階で気づいたのかなんですけれども、これにつきましては大変申し訳ないんですが、私どもは、最初は2項で構成団体の長でなくなった瞬間がない以上、身分は継続するという理解を行っておりましたところ、企業団内部で、そうではないということもあるのではないかと、そうした声があがって参りまして、そこで話し合いましたところ、対外的に疑義を招く恐れがあるとするならば、これは正しておいた方がいいということで、各議員の皆様方に御意見を聞いて回るというそうした流れになったものでございます。ですから、そこで気づかなかったのかと言われれば、誠にそのとおりであり、その点は大変申し訳ないと言いかげないんですが、ただ読み方としてそんなに不自然な読み方をしたという認識は全くなかったということです。

議員(笹生 猛君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。笹生猛君。

議員(笹生 猛君) いくつか論点をずらしてるんですけれども。まず、議決というものがどういうものなのかということを知っているんです。それと、同意を取るのには議決かどうかって、それは、各議員回って、オフレコのところ合意を取りました、ということを知っていることでしょうか、今の話だと。それについては、議事録もなくそんなことできるのかって。そんな権限があるのかと。こんなのは、公器であるこの企業団がやるべき話ではなく、とんでもない話ですよ。もっともらしく言ってるけど、めちゃくちゃおかしいですよ。我々は同意したつもりはありません。意見は言いました。同意をする、じゃあどこの場で取ったのかって、意見を聞いて同意しましたってそれはおかしい話。何のために公開の場で議論するのかって、そのことが全く欠けていて、不都合なことは穴掘って埋めちゃうって言うんじゃないですか。そういう姿勢がまず問題じゃないですか。手続きはいろいろ掛かるけれども、今のは、曲解ですよ、曲解。そんな解釈どこに。読めなくはない、でも、解釈が分かれてると言いましたよね。じゃあどっちを取ったのかって。その解釈が二つに分かれてることを、なぜそれを選択したのか。選択する権限はどこにあるのか。それがどう決められたのか。議事録もちゃんと残ってなくて、そんなことができるんですか。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) 議会の議決なくして云々という質問の部分なんですけど、事例といたしまして、北千葉広域水道企業団という団体がございまして、その事例では、企業長、つまりトップの人事なんですけれども、これは構成団体の共同任命によるということになっておりまして、北千葉企業団の場合、議員が構成団体の長であるということで、必ずしも議決でと

ということが、必須ではない事例もあるということで、御指摘にある議論してそれで決めるという基本論は、それはごもつともであると思うんですけども、ただ、そのような形ですね、オフレコでというか同意を得る方法ということについては、北千葉水道企業団の場合には、共同任命という発想の元ですね、具体的には、企業団の総務部長が各構成団体の長を回ってサインをもらって、企業長の任命を行っているという事例はあるということでございます。

議員(笹生 猛君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。笹生猛君。

議員(笹生 猛君) 事例の話をしてるんじゃないですよ。そういう事例があっても、じゃあその規約がここと一字一句同じようなことなのかっていったら、違いますよね。そもそも、問題があったから回って説明に来て、そのときもらったってことは追認をしろって書いてあるわけですよ。馬鹿にするなど。なぜそんな事務局の勝手な解釈を追認しなきゃいけないのかと。議事録も残ってなくて、じゃあ同意を得るために私たちは回ってきました。こと細かに議事録を出して、でこういうことになりましたってやるのが普通の手続きではないですか。それもなくて勝手に決めたって、勝手に鉛筆なめられたって困るんですこっちは。もうめっちゃくちゃなことを言ってるって。この議事録が残るところで、そんなことよく言えますね。まず、我々は、私は少なくとも、説明を受けたと、同意を得るために来ましたって言って追認しろって、これは議事録の代わりですという話は一切されてません。これで議会の同意を得たということには全くならないと思います。それについてはどう考えますか。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) ただいまの御質問の状況におきまして、私の方の説明がその際足りなかったのかもしれませんが、追認しろという言い方をした覚えはありません。ただ、そのように取られたのであれば、その点は申し訳ございませんが。どうするかという解決策を探る中で、白紙でどうですかというのもなんなので、一つの方法として、次回の定例会で追認議案を出すというやり方をどうでしょうかという御提案で、それに対して私は純粋に意見を頂戴して、いやそれはおかしいだろうというならば、そういった意見の集積をいたしまして、また、議長と御相談をしてやり方を考えようということで回ったので、その場で追認を行ってくれとか、それが議案に、議決に代わるものだとか、そういったことは申し上げたつもりはございませんが、説明が足りなかったということであれば、その点は大変申し訳ないと思っております。

議長(磯貝 清君) ここで議事の都合により、暫時休憩に入ります。休憩は後ほど、再開については追って知らせます。

(4分後、再開)

議長(磯貝 清君) 議事を再開いたします。引き続き意見を求めます。

議員(笹生 猛君) はい。

議長(磯貝 清君) 笹生猛君。

議員(笹生 猛君) じゃあまず論点の整理については今後議長にお任せしたいと思いますが、一点、これ、最後に言いたいことは、そのときの説明書で、今後の運営についてというところで、副広域連合企業長については、令和2年10月6日以降も企業団の職務を行っており、

11月16日招集の11月定例会にも出席していることから、令和3年2月の定例会に、追認を図る同意案件を提出させていただきたい。また、今後のやり取りについても、再任された場合については不在期間をなくす観点から追認させていただきたいと。こういうふうにくたので、これはあくまでも追認しろというふうにくたので、これについては先ほどの事実は違うということだけ申し上げて私の提起は終わります。

議長(磯貝 清君) はい、第1号の議案について更に質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい、討論なしと認めます。

これより、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) はい、挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 議案第2号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) それでは、議案第2号「令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」についての説明をいたします。

議案書別冊「令和3年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算」とあります資料の1頁をお開き願います。令和3年度当初予算案では、国の交付金などの外部資金の確保に努めながら、「君津地域水道事業統合広域化基本計画」に基づき、施設整備を着実に推進するとともに、自然災害への対応力強化を盛り込んだ予算を計上しております。

第1章水道事業、第1条が「総則」です。

第2条は、「業務の予定量」でございます。給水戸数を13万6,795戸に、年間総給水量を3,843万8,610立方メートルと見積もっており、給水戸数は前年度に比べて減少をしているということになりますが、給水量は微増となる見込みでございます。主な建設改良事業費として、集中監視設備や配水管の更新などを行う予定としております。

第3条では「収益的収入及び支出」の予定額を記載のとおり定めようとするものでございます。収入総額が107億6,645万3千円、支出総額が101億4,764万9千円です。

2頁をお開きください。第4条は、「資本的収入及び支出」の予定額となります。収入総額が47億1,570万7千円、支出総額が79億6,075万3千円です。この不足分につきましては、恐れ入りますが、1頁にお戻りいただきますと、第4条の本文の括弧書きの中に記載がありますように、不足する32億4,504万6千円は、過年度損益留保資金などで補てんをしようとするものでございます。

再び、2頁をお開きください。第5条です。「債務負担行為」でございます。「四市域の配水管改良・更新」と、それから「木更津市域及び君津市域の水道施設運轉管理業務委託」の六つの事業につきまして、この表に記載がありますとおり債務負担を設定しようとするものでございます。配水管改良・更新につきましては、施工期の集中を緩和するという目的で、工期1年未満の工事であっても債務負担行為の制度を活用するよう厚生労働省から通知がありました。この通知では、国の交付金対象事業につきましても、各

年度に分割して交付金を請求できるとされておりまして、今回、この表にある事業に債務負担行為を設定をしたいと考えております。その他の2件ですが、これは令和3年度中に大寺新管理本館に、木更津市域と君津市域の新しい集中監視設備が完成し、4年度から稼働する予定になっております。運転管理委託契約の切り替えも同じ時期であることから、受託業者の習熟期間を見込みまして、債務負担を設定し3年度中に契約を結ぼうとするものでございます。

第6条は、「企業債」でございます。これは資金需要と内部留保の見通しを踏まえまして、表に記載があります事業目的のために行う起債の限度額を22億3,350万円に定めようとするものでございます。

3頁を御覧ください。第7条、「予定支出の各“項”の経費の金額の流用」でございます。「項」をまたぐ流用は、予め議決を経たものについて行うことができるとされておりまして、この予算案では、全ての執行額が定まった後に納付額が決まる「消費税の支払い」に限って、流用ができるという定めをしようとするものでございます。

第8条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」は、職員給与費の7億9,049万1千円と交際費の16万円を定めようとするものでございます。

第9条は、「他会計からの補助金等」でございます。構成団体の一般会計から補助等を受ける金額について、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第10条「たな卸資産購入限度額」は、量水器などのたな卸資産につきまして、3年度中に購入する限度額を決めるものですが、在庫量そして使用見込み、予備の分を見積もって、7,983万円と定めようとするものでございます。

5頁をお開きください。第2章水道用水供給事業でございます。

第1条は「総則」で、第2条は「業務の予定量」でございます。千葉県企業局及び当企業団の水道事業に対する年間の総供給水量を5,045万7,210立方メートルと見積もるとともに、施設の運営管理、施設の更新や耐震化などの事業を予定しております。

第3条でございます。第3条は「収益的収入及び支出」の予定額となります。収入総額を67億3,830万3千円、支出総額を63億8,737万1千円にそれぞれ定めようとするものでございます。

第4条は「資本的収入及び支出」の予定額です。収入総額を4億620万円に定めようとするものでございます。

6頁をお開きください。こちら支出総額を28億6,583万4千円に定めようとするものでございます。ここで恐れ入ります。5頁にお戻りください。

資本的収入が資本的支出に対して24億5,963万4千円不足するとなっております。この不足につきましては水道事業と同様に過年度損益留保資金等で補てんをしようとするものでございます。

再び6頁にお戻り願います。第5条は「債務負担行為」でございます。工期が長期にわたるもの、施工時期に制約があることから年度をまたいでしまうもの、業務の性質から複数年度で契約をするものなど、五つの事項につきまして、期間及び限度額を表に記載のとおり定めようとするものでございます。

第6条は、「企業債」でございます。資金需要と内部留保の状況を勘案いたしまして起債の限度額を4億円とし、起債の目的等は、こちらの表に記述のある内容で定めようとするものでございます。

第7条、項をまたぐ流用につきましては水道事業と同様でございます。

第8条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」でございますが、職員給与費5億5,038万7千円、交際費4万円について、それぞれ定めようとするものでございます。

7頁を御覧願います。第9条は、「他会計からの補助金等」でございます。構成団体の一般会計から受ける額につきまして、表に記載のとおり定めようとするものでございます。

それでは次に、予算の条項の主な内容につきまして、こちら「予算に関する説明書」により御説明を申し上げます。13頁をお開き願います。「予算実施計画」、水道事業の部でございます。第1款水道事業収

益で107億6,645万3千円を予定しており、その内訳は、第1項営業収益で92億7,396万8千円、これは、水道料金からなる給水収益などでございます。なお、水道料金は給水人口の微増が見込まれる一方で、社会環境の変化等により料金収入の減少を織り込んであるということから、前年を下回る見込みとなっております。第2項営業外収益14億9,248万5千円です。こちらは、新規水道加入金、会計制度見直しにより制度化されました長期前受金戻入などでございます。

14頁をお開き願います。支出では、第1款水道事業費用で101億4,764万9千円を予定しております。その内訳ですが、第1項営業費用97億752万9千円は、水道水を供給するために必要な経費でございます。毎年度継続的に計上する業務委託費や修繕費、そのほか、災害対策として移動可能な非常用発電機の購入又は借り上げ等に要する費用、それから応急給水袋の購入などに要する経費を計上しております。第2項営業外費用で3億8,333万6千円は、これまでに借り入れた企業債の支払利息などでございます。第3項特別損失で3,878万4千円ですが、これは過年度の水道料金還付金や身分移行に伴う退職手当引当金の計上によるものでございます。第4項予備費です。1,800万円は、不測の支出に備える予備的経費でございます。

15頁を御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入では、第1款資本的収入で47億1,570万7千円を予定しております。その内訳ですが、第1項企業債が22億3,350万円、建設改良事業等で予定しております工事の費用に充当するものでございます。第2項出資金は10億3,967万8千円でございます。これは広域化に伴う事業推進に当たって経営基盤の強化を図る目的で、各市の一般会計からお受けする出資金でございます。第3項国庫補助金でございます。12億7,310万円、これは「生活基盤施設耐震化等交付金」で、施設整備水準を高めるための事業に充当する国からの補助金でございます。老朽管の更新、施設耐震化などを一層推進することに伴い、統合広域化のメリットである国庫補助金や一般会計からの出資金、企業債の借入による財源の確保を図りましたことから、前年を上回る規模となっております。第4項でございます。他会計補助金で5,151万6千円は、統合前の事業に充てた企業債償還金への一般会計からの補助でございます。第5項負担金1億1,791万3千円ですが、これは消火栓工事や下水道工事などに伴う工事負担金でございます。

16頁をお開きください。支出では、第1款資本的支出で79億6,075万3千円を予定しております。その内訳といたしまして、第1項建設改良費で61億2,880万5千円でございます。これは老朽管更新等の改良事業費や、水道未普及地域解消のための拡張事業に要する経費などのほか、災害対策として自家用発電機の設置や給水車の更新のための経費を計上しております。第2項企業債償還金18億1,694万8千円でございますが、これは企業債の元金の償還金ということになります。第3項予備費で1,500万円は、これは収益的支出と同様に、不測の支出に備えるものでございます。

次17頁を御覧ください。事業活動に伴う資金の増減を表します「予定キャッシュ・フロー計算書」でございます。令和3年度末時点の水道事業の資金残高は、こちらの表の最下段に記載がありますとおり、約1億円増えまして、68億2,953万7千円となる見込みでございます。

18頁から21頁は「給与費明細書」になっております。18頁に記載があります「1 総括」「本年度」の合計の表の一番右の列に7億9,049万1千円と記載があります。これは、先ほどの8条にある流用禁止項目の職員給与費の金額と同額でございます。

22頁「債務負担行為に関する調書」ですが、これは、先ほどの予算書第5条で定めたものと、過年度に設定してある債務負担行為を記載しています。

23頁から24頁には、「予定貸借対照表」として来年度末の時点における資産及び負債等の状況の見込みを記載しております。

25頁には、令和3年度に対する前年度、つまり今年度の末の時点での「予定損益計算書」、26頁から27頁は、同様に今年度末における「予定貸借対照表」、28頁から30頁には、「注記」といたしま

して、今回の財務諸表等の作成にあたって適用した会計処理の基準等を掲載しております。

次の第2章水道用水供給事業でございますが、水道事業と同様の説明書を添付しております。

33頁をお開きください。水道用水供給事業の「予算実施計画」でございます。収益的収入及び支出の収入ですが、これは第1款水道事業収益で67億3,830万3千円を予定しております。その内訳は、第1項営業収益で64億3,384万9千円、これは広域連合の水道事業及び千葉県水道に対する給水収益でございます。なお給水収益は、料金の減額改定を見込んで算定をしておりますので、前年度の予算額に比べますと約1億円の減収ということで計上をしております。第2項営業外収益で3億445万4千円ですが、主に長期前受金戻入などでございます。

34頁をお開き願います。支出では、第1款水道事業費用が63億8,737万1千円を予定しております。その内訳ですが、第1項営業費用で61億4,130万7千円、これは四市とそれから千葉県に水道用水を供給するための経費で、これは水道事業と同様に、毎年度継続的に計上をしているものでございます。第2項営業外費用が2億3,706万4千円でございますが、これまでに借り入れをいたしました企業債の支払利息等でございます。第3項予備費900万円は、不測の支出に備えるものでございます。

35頁をお開きください。資本的収入及び支出でございます。収入では、第1款資本的収入で4億620万円を予定しております。その内訳は、第1項企業債4億円、これは建設改良事業で予定をしております、工事の費用に充当するものでございます。第2項出資金が620万円でございますが、これは浄水施設の耐震化事業に充当するため、構成団体の一般会計からお受けする出資金でございます。

次に支出、第1款資本的支出28億6,583万4千円を予定しております。その内訳といたしまして第1項建設改良費19億7,377万7千円、これは施設の耐震化や老朽化設備の更新等の改良事業、亀山・片倉ダム共同施設改良更新事業の負担金などでございます。なお、水道用水供給事業の停電対策といたしまして、前年度から実施中の第1中継ポンプ場の設備更新に合わせまして、既に設置をされている非常用自家発電設備の能力の増強をする予定となっております。第2項でございますが企業債償還金が8億8,705万7千円、これは企業債の元金償還金でございます。第3項予備費500万円は、その他の予備費と同様に、不測の支出に備えるというものでございます。

36頁をお開き願います。「予定キャッシュ・フロー計算書」がございまして、表の最下段にありますように、年度末時点での水道用水供給事業の資金残高は42億6,265万円を予定しております。

37頁から43頁でございますが、こちらは「給与費明細書」となります。「1 総括」の表の一番右の列、上から3番目に5億5,038万7千円を予定しております。合計金額でこの数字でございます。

44頁でございますが「債務負担行為に関する調書」、45頁から46頁は、来年度末時点での「予定貸借対照表」、47頁から49頁は、先ほどと同様ですが、今年度末時点の「予定損益計算書」と「予定貸借対照表」、50頁から51頁が「注記表」を、それぞれ添付をさせていただきました。また、55頁から56頁には「参考資料」といたしまして、水道事業と水道用水供給事業を連結をいたしました、広域連合企業団全体の予算規模を示したものを添付してございます。55頁が3条予算、56頁が4条予算となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長(磯貝 清君) 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員(須永 和良君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。須永和良君。

議員(須永 和良君) はい。予算の中に自家発電の更新予算があるんですけども、君津地域のところで結構なんですけど、この予算を執行した後は、長期停電に対する対策としては、どのくらい完了ということになるのでしょうか。30%完了なのか。50%完了なのか。そのへんの長

期停電対策としての進捗ですね、この予算が完了すればこうなるっていうのを教えてください。併せてですね、その自家発電の補助対象っていうのは2千戸以上の配水だっていうことなんですけども、補助対象になるように増圧ポンプ場の統廃合をして2千戸以上配水するようになれば補助対象になったかなと思うんですけども、その統廃合計画っていうのはいろいろ検討したりもしたんでしょうか。教えてください。

工務2課長(高木勝義君) はい。

議長(磯貝 清君) 高木勝義工務2課長。

工務2課長(高木勝義君) まず効果について私の方から御説明いたします。令和3年度につきましては君津市域におきまして小糸浄水場、鎌滝浄水場、小糸6号井、藤林送水ポンプ場の4ヶ所に自家発の設置を予定しております。そのことで君津市の給水区域の約7割は令和元年度の台風災害時のような停電時による長期断水はなくなるものと見込んでおります。また、令和4年度以降につきましては10年度までに12の主要施設に非常用自家発電設備の整備を予定しております、それが終了すれば給水区域の約95%は停電による長期断水はなくなるものと見込んでおります。また、停電による断水影響の少ない施設については小規模発電機の購入やリース業者からのレンタルで対応するとともに優先的な電源車等の配置要請による電源確保に努め、更に隣接配水区からの送水を図ることとして停電対策を講じることとしたいと考えております。以上でございます。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。議長。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。交付要件の2千戸以上ないといけないということなんですけど、今回の自家発につきましては各市の計画でやっております、本来の統廃合事業、広域化基本計画では、もう少し大きな配水区域の統合とか、そちらの方で補助金をもらう予定となっておりますので、こちらの方は管路更新に自家発を含めた減災計画を今立てております。

議員(須永和不良君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。須永和不良君。

議員(須永和不良君) はい。ありがとうございます。長期停電に対する対策ですね、このくらい進んでこうですよってのは市民に向けてもぜひ発信して行ってほしいなと思います。もう少しちょっと質問させてもらいたいですけども、予算の中で市境の水道管の接続工事ですね、君津富津をつなぐ水道管の予算も設計予算ですか、入ってると思うんですが、それがつながることで市民に対して、どういうメリットというか影響があるのかっていう部分と、当然つないで水道水流すと、流速の変化ですとか、圧力変動があると思うんですが、そうやって、その辺の濁り水発生しちゃったりとか、その辺のシミュレーションをやっているんでしょうかというのが一点、もう一点として、今各市の人を、職員さんを身分変更っていうか転職みたいな形でかずさ水道企業団の職員にしてると思うんですけど、今後はそれはどうなってくんでしょう、かずさ水道企業団で直接募集かけてテストして採用してっていうふうになっていくんでしょうか、その辺のところを教えてください。

工務2課長(高木勝義君) はい。

議長(磯貝 清君) 高木勝義工務2課長。

工務2課長(高木勝義君) 私の方から連絡管について説明したいと思います。まず来年度につきましては君津市と富津市をつなぐため、大堀地先の国道16号で連絡管の設計委託を予定しております。流速等につきましては統合基本計画の中で、ここをつないでも遜色ないということで統合連絡管の計画がなされておりますので問題ないと考えております。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。各市の職員の身分移行につきましては、今年度、21人の方が身分移行に応募されましたが、この制度につきまして四市と協議して今年度限りとして調整しておりますので、次年度以降の身分移行の実施はございませんが、以降につきましては、広域連合企業団の独自採用という形で考えております。

議員(須永和良君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。須永和良君。

議員(須永和良君) はい。分かりました。独自採用だとこれからじゃあ総務関係の経費が上がってくるってことですよね。広域連合企業団のね。四市から例えば今四市が職員、消防職とかでこう募集しているのを、水道で募集はもうできないんだろうけど、なんかこう送ってもらう方が、経費的にはトータルで考えたら安いのかななんてちょっと思ったんで、心配して質問させてもらいましたが、やっぱり経費は上がってきちゃうってことですかね。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。うちの方で職員採用を考えておりますのは、今まで用水供給事業でプロパー職員として働いていた方が定年退職される、そういう方の補充、それと令和元年度から加配ということで、3名程度、末端給水事業の方で職員を採用しまして、1年間技術継承をやって、各市1名減らすというそういう形の採用だけはうちの方でやっていこうというふうに考えております。これにつきましては新規採用職員ということですので人件費につきましては安くなるんじゃないかと考えております。

議員(須永和良君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。須永和良君。

議員(須永和良君) はい。分かりました。人件費はそうなんですけど、採用とかに係わる面接、それからテストに係る経費をなんとか四市とうまく協力すれば安くできるんじゃないかなと思ったんでその辺も検討してください。じゃあ最後に一点だけ、さっきちょっとごめんなさい、私分かんなかったんですけど、予算書の22頁に債務負担行為がいろいろ載ってると思うんですが、大寺浄水場の管理システムの運用が令和4年度かな。3年度かな。4年度からって言うてましたっけ。ていうことは、君津の管理システムが令和6年までの債務負担行為組んでるってことは2年かぶらせるってことでいいんですかね。そういう見方で。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。大寺浄水場への運転管理を行います。集中監視設備の移設が令和3年度中に行われますので、4年度から新しく大寺で。その関係で3年度中に委託を早めにしまして運転管理業務の習熟期間を設けるということでございます。

議員(須永和良君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。須永和良君。

議員(須永和良君) この君津市域水道施設運転管理業務委託に関わる経費が令和6年度まで組んであるっていうのは、6年度まではこの業務が残っているってこと。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。新しい大寺での運転管理業務を4年5年6年の3ヶ年

でやるということでございます。

議長(磯貝 清君) ほか。

議員(座親政彦君) はい。議長。

議長(磯貝 清君) はい。座親政彦君。

議員(座親政彦君) 先ほどの質問の関連なんですけども、当初予算の概要の1頁の一番下段に自家発電機の設置ということで8ヶ所が出ているんですけど、この令和3年度予算としての予算の総額と財源の内訳が分かったら教えてください。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 自家発電機設備の設置に関しましては約2億4千万円ほど計上しております。こちらの内訳ということでございますが、今ちょっと内訳につきまして詳細な金額を持っておりませんので、お答えはまた後で答えさせていただきたいと思っております。

議員(座親政彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。座親政彦君。

議員(座親政彦君) はい。じゃあ後ほど教えてください。もう一つの質問なんですけど、今度は予算書の方の18頁の水道事業の給与明細の下段の表の中に、時間外休日勤務手当3,947万、水道用水供給事業では37頁2,181万というのが計上されているんですけど、細かい質問で大変恐縮なんですけども金額の算定方法についてお伺いいたします。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。時間外勤務手当につきましては、水道事業でございますので突発事故とかいろいろ何があるか分かりません。また、派遣職員が今年度で88人いますのでどういう方が異動でこられるかということが分からないということで、令和3年度予算につきましては、現在いる職員の8号級アップということで給与と時間外を計算して出しております。

議員(座親政彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。座親政彦君。

議員(座親政彦君) 考え方は分かりました。関連して水道事業というのは現業ですので、時間外あるいは休日労働に関する協定、いわゆる36協定というものを締結をしているんだというふうに思いますが、協定時間について一般労働者の月45時間、年間360時間という認識でよいのかというのが一つと、それから、先ほど課長の方から説明ありましたとおり、突発なんかで繁忙期を含めて協定時間を超えることもあり得ると思っておりますので民間企業だと別途の協定という言い方をしますけども、特別条項の時間設定もされているんじゃないかと推察しますが、その辺についてお伺いいたします。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい、36協定につきましては、一般事務につきましては、年間360時間、月45時間でやっておりますが、やはり業務によりましては繁忙期がございますので、それにつきましては特別条項を適応しまして80時間までというような形で考えております。また特別条項を適応しますと年間720時間までという形で36協定は結んでいます。また、今回の漏水等の突発事故でございますが、こういう突発事故又は台風の災害関係につきましては、この36協定以外という形で考えております。以上です。

議長(磯貝 清君) ほかに求めます。

議員(佐久間勇君) はい。

議長(磯貝 清君) 佐久間勇君。

議員(佐久間勇君) はい。私からは水道用水供給事業全般のことでお話を聞きしたいと思えます。統合当初の10年間はセグメント方式ということで個別の案件についてはなかなか言いにくいことがありますけども、命の水でもありますこの生活用水をこのかずさ水道広域連合企業団が一手に引き受けていると。そして、私は配水事業につきまして安全で安定的に供給できる体制作りについてちょっとお聞きしたいと思います。一昨日、東北地方を震源とする震度6強の地震がありました。地面の下のことですから老朽管もある。また、いつこういった大災害じゃないですけども地震によっても破断があるということが起こるか分かりません。昨年というか年末年始この富津市でも笹毛地先におきまして250mmの送水管の破断がありまして、前後一週間近くの断水となった。そういうこともあります。そこでお聞きしたいのが安定した供給ができる体制ということで送水ルートが1本しかない場所というのがあるとなかなかそこが破断した場合復旧まで時間が掛かるのかなという、今回の案件だと思うんですが、早期の対応の方法ということに対してのお考えと、また、この管網の整備の考え方がなんかありましたらお話を聞きしたいと思います。

工務1課長(吉岡保彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。吉岡保彦工務1課長。

工務1課長(吉岡保彦君) はい。私の方からお答えさせていただきます。まず用水供給事業の施設整備につきましては、施設整備計画というものを立てまして5ヶ年で管理してございます。その中で今、耐震対策というところがございまして、現時点では、大寺浄水場の耐震化を含めた工事を進めているところでございます。送水管の一方方向という送水での対応というところにつきましては今後考えていかなければならない問題だということも認識してございます。災害が起きたときには各水道事業体との協定、給水区域の四市との協定、それを踏まえた当連合企業団の体制作りについても取り組んでございます。管路の更新のところにつきましては、今、法定耐用年数というのが40年と決まっております。今、当連合企業団の布設した送水管、用水供給部門にございますが布設後大体40年程度というところでございます。いろいろと学識経験者の皆様のお話でも、口径の大きい管路につきましては、おおむね60年から80年ものではないかということが、日本水道協会の方でも発表されているところです。その辺を踏まえましてですね、老朽度調査をしつつ、今後は管路更新についても事業化を考えていかなければいけないところでございます。説明は以上です。

議員(佐久間勇君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。佐久間勇君。

議員(佐久間勇君) はい。ありがとうございます。突発的な事故等があった場合にもできる限り断水の期間が短くなるように尽力していただきたいと思えますけれども、もう一点安全な水のことについてちょっとお聞きしたいです。もちろん命の水でございますから信じて飲んで、健康作りに関わる安全な水ということで、大寺浄水場に至る小櫃川水系の支流に御腹川がありますけれども、その周辺に産業廃棄物の処理場があります。全く無関係だよということが言いきれるかどうか、ちょっと私は分かりませんが、地下水を汲み上げている事業者もあるかと思えますけれども、浄水をする前の段階の水の水質検査とか、もちろん浄水場できれいにしている薬品を入れたりして飲料水に適したものを配水していると思うんですが、その産廃業者からの情報とか、地下水からの水質検査とか、いろいろ情報提供を受けたり独自

の水質検査をしているかっていうそういうところはどうなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

工務1課長(吉岡保彦君) はい。

議長(磯貝 清君) 吉岡保彦工務1課長。

工務1課長(吉岡保彦君) 当連合企業団の水道の原水として取水している小櫃川流域には今おっしゃられたようにゴルフ場であったり、産業廃棄物の処理施設、そういうような施設がございます。千葉県環境生活部廃棄物指導課の認可の申請があったときに、事前に当連合企業団の方に協議するよう水政課を通じてお願いをしております。その当連合企業団の事前協議におきましては、連絡体制の確立、水質検査の計画方法、それと排出基準の水質検査の結果の提出を求め、緊急時の対応と報告、毎月排出水の水質基準の確認しており、そちらの提出義務を課し、私どもの方に1か月ごとの排出水の基準検査結果が都度都度来るようになってございます。これらを通じて、小櫃川の水質を管理しております。また県や各市の方でも、立ち入り検査等をしており、そちらも情報共有をさせていただいているところでございます。今後関係する自治体と連携しながら、小櫃川の水質を管理して参りたいと思います。説明は以上です。

議員(佐久間勇君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。佐久間勇君。

議員(佐久間勇君) はい。ありがとうございます。自然の摂理で、山とかに降った水がそのまま地下に浸透して最後に海に出るといふ、そういう浄化作用を伴っての流れがあると思うんです。その中で生活用水として活かすために、本来なら、そこに処分場があるべきでないと思いますが、そういうこと言ってももう既になっているものに対して、いかに浸透水に紛れ込まないかという安全管理、これは絶対にしてもらって、そのことを広く皆さんに知らしめないで不安で不安で、どうにもならないと、そういうことがあると思います。ですので、やはり開示していただきたいし、目を見張らして、やはり目に見えない、溶けて溶け出している水、それが命に係わる自分の孫、子に関わってくるということまで思うと、そのところは見えないからこそ丁寧に対応をよろしくお願いします。これは要望です。

議長(磯貝 清君) はい。ほかに求めます。

議員(石井志郎君) 議長。

議長(磯貝 清君) 石井志郎君。

議員(石井志郎君) 当初予算の資料の中に各セグメントごとのいろいろな事業内容が書かれております。このところは10年間は各セグメントごとに事業を行うということですので、参考に見させていただいているんですが、この説明が各セグメントごとに行われていない。まあ当初計画の中で事業が行われているわけですが、各市もその度に、選挙の度に議員が変わってたりして、過去の経緯が分からない議員も多いわけなんですね。この補正予算のA3の折り畳みの9頁以降にいろいろなセグメントごとのいろいろな内容が説明されていますが、こういうのを改めてですね、各市選出の議員にですね、各事業説明等の必要性もあろうかと思いますがいかがでしょうか。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) ただいまの御指摘なんですが、この議会の場でどうしても説明いたしますと、全体を中心に説明するというので、ただいま御指摘がありましたように各セグメントの範囲で、状況がどうなっているのかということにつきましては、詳細な事業の計画を御説明するという形で、議会の場とは別になんか説明会を設けさせていただいた方がよいかと思っておりますので、そこでまた先生方の率直な

御意見を頂戴して、私たちのその事業運営のやり方についても、またしっかりと考えていきたいと、そういう場を作るイメージでいかがかと思っております。

議員(石井志郎君) はい。議長。

議長(磯貝 清君) 石井志郎君。

議員(石井志郎君) ありがとうございます。全体で各セグメントのことをやる必要はないと思います。各セグメントに申し訳ないですけど、事務局の方が御足労いただきましてですね、年度ごとの事業説明をしていただければ、まず私、富津2名出てますんで、最低その2名には説明していただきたい。なぜそれをお願いしてるかという、今までは各市に水道部あるいは水道局っていう体制でやっていた中で、今回窓口が分からないんですね、ほとんどの方は木更津の事務所の方に電話していろいろな事業の説明、また業者さんもそういうふうに行っていると、そうすると地元の議員が何も分からなくて、まして水道企業団議員が何も分からない中で要するに直接にユーザーの方と企業団がやりとりしているという問題が出ていると思うんです。非常にいろいろな問題がこれから出てきたときにやはり各セグメントごとの事業説明をしていただきたいと思っております。それと、富津の佐久間議員からも質問がありましたが、四市の中で自家井っていうんですか、過去から使われている井戸、この企業団の中でも一度説明受けてます。やはりこれは議員がその都度変わってたり、また要するに新しい議員が当選してまたここにくる方もいらっしゃるかもしれない、そうすると各自治体が維持している井戸が何本あるのか、例えば袖ヶ浦、木更津、富津、君津という市が自家井の使用料と、企業団水の購入、そのほとんどを皆さん分からないと思います。各水道事業がやっていたときは水道事業の会計のときに、自家井の部分と企業団からいくら水を買っているかってことも決算書の中に出てましたんで、そういうのをできるだけ、説明していただかないと、富津の場合には今、宝竜寺の井戸1本しかありません。その水は、万が一、今須永議員が説明ありましたが、君津富津間の小糸川を渡る水道管が破断した場合には、富津市には水がないんですね。そうするとその宝竜寺の水しかない。その水で果たして4万数千人の命が守れるかといったときには守れないわけなんです。そこが破断するような大規模災害が起きたときには、要するに南部地域の市町村から水を分けてもらうこともできない。そういうことの中でその自家井の必要性っていうものを、今重要視している方も大勢いらっしゃるんで、その辺もできるだけ、この中の予算書の中には出てこない部分を今後事務局の方から各市の議員の皆さんにまた丁寧に御説明していただければと思いますがいかがでしょうか。

技師長(渡邊浩司君) はい。

議長(磯貝 清君) 渡邊浩司技師長

技師長(渡邊浩司君) はい。ただいまの質問ですが、今後、水道用水供給からの水量、地下水から汲み上げている水量等を各市に報告していきたいと考えております。以上です。

議員(石井志郎君) はい。

議長(磯貝 清君) 石井志郎君。

議員(石井志郎君) ありがとうございます。私どもここに選出されている議員は各市に帰りまして説明責任っていうのが生じると思います。その辺のことはできるだけいろいろな情報を知りたいのでよろしくお願いします。以上です。

議長(磯貝 清君) はい。ほかに求めます。ございませんか。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(磯貝 清君) 竹内伸江君。

議員(竹内伸江君) よろしく申し上げます。今年の、ただいま今、緊急事態宣言期間中ってこと

なのですが、昨年の緊急事態宣言後にですね、全国で何ヶ所かの自治体においてですね、料金の減額、また免除、そのような取り組みをしている、水道関係の実態がありました。今かずさ水道が四市ってことで市域ごとの会計っていうことなんです、今年に入りまして事務局の方にちょっとお伺いを私したんですけども、現在国の地方創生臨時交付金等の活用ができるのか、またそういうコロナの関係でお困りになっている、低所得、収入減また個人事業者含めて、そういう何か特定のことが事業としてできるのかってことをちょっとお伺いしたいと思います。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。私の方から給水収益のことでお話をさせていただきたいと思います。かずさ水道広域連合企業団につきましては、交付金、今おっしゃいました地方創生臨時交付金等もらえませんので、もし料金の減額や免除をしますとうちの方の収入が減ってしまいます。それはひいては、今現在進めております広域化基本計画に基づいた事業が行えなくなるということで、今のところ、それを活用してやるということはできないので、収入の減額についての検討はしておりません。

参事(業務課長)(中畑浩治君) 議長。

議長(磯貝 清君) 中畑浩治業務課長。

参事(業務課長)(中畑浩治君) はい。業務課の方から減免の部分についてお答えいたします。これまで支払期限の延期を行った方は令和2年12月15日現在で家事用の使用者で138件233万8,603円、家事用以外で29件425万1,710円、合計167件659万313円の支払猶予を実施中でございます。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(磯貝 清君) 竹内伸江君。

議員(竹内伸江君) はい、ありがとうございます。例えば市域ごとに何かこう、検討なんていう可能性はあるんでしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。各市から減免額に対しまして補助金をいただくという制度ができましたら、そういうことも検討はできると考えております。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(磯貝 清君) はい。竹内伸江君。

議員(竹内伸江君) はい、承知いたしました。ありがとうございます。水道事業収益のことに、ちょっと話変わるんですが、予算実施計画の方、見させていただきました。33頁の方で。給水料金、収入として一番大事な部分だと思うんですが、現在コロナ禍で状況がいろいろと事業されている方、飲食店の方、事業自粛、そのようなこと強いられているわけです。来年度がこのコロナの影響がどのようになっているかっていうのは、分からないですが、コロナの影響を考慮して、この使用料、収益とかっていうのは考慮しているのか、そこだけちょっと確認させてください。

参事(業務課長)(中畑浩治君) はい。

議長(磯貝 清君) 中畑浩治業務課長。

参事(業務課長)(中畑浩治君) はい。今、議員さんおっしゃられたようにまだ先のことはちょっと分からない部分がございます、県内今支払い猶予をしているところが大多数のところ

ございまして、料金の減免を実施しているところが38事業体のうち4事業体まだ実施しているところがございます。この辺の状況なんかも踏まえてですね、減免っていう部分については、また今後、周辺の動向等を見ましてですね、判断をさせていただきたいと思っております。

議員(竹内伸江君) 議長。

議長(磯貝 清君) はい。竹内伸江君。

議員(竹内伸江君) 私のちょっと言い方、お聞きする言い方がちょっと悪かったと思うんですが、給水量というか、給水に対する料金のこの予算実施計画ですね、その収入に関してコロナの影響を考慮しているかっていうようなことだったんですが、申し訳ないです。

参事(業務課長)(中畑浩治君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。中畑浩治業務課長。

参事(業務課長)(中畑浩治君) 申し訳ございませんでした。令和3年度の予算につきましては、直近3年ぐらいの増減率、先ほど申しましたように人口としては微増してるんですが、給水量としては減少している傾向にございます。よって給水収益としては減額というような形になっておりますので、令和3年度予算については、まだ将来的なコロナのことまでは配慮されているものではございません。

議員(竹内伸江君) はい。ありがとうございます。

議長(磯貝 清君) はい。ほかいかがでしょうか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。先ほど座親議員から御質問がございました自家発電機の整備に係る財源の内訳でございますが、約2億4千万円の事業費のうち約8,500万円ほどが、四市、あと用水供給にもございますから県を含めた出資金という形になっております。残りの約1億5千万円ほどが自己財源という形になりますので、企業債を使うか内部留保を使うかっていうのは決めてはいないんですが、そういう形でございます。これにつきましては、国庫補助金が12月に新たに決まったということで当初予算の方にはまだ補助金の金額を入れてございません。今、補助金の交付要望を出しておりますので、補助金等が決定しましたら、補正予算で、補助金額、また出資金額等が変わってくることとなります。以上でございます。

議長(磯貝 清君) よろしいですか。はい。ほかいかがですか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) はい。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 議案第3号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。松上晴彦事務局長。

事務局長(松上晴彦君) はい。それでは、議案第3号でございます「かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について」の説明をいたします。

議案書の1頁をお開きください。

本件は、かずさ水道広域連合企業団水道用水供給事業の料金単価を見直すということで、所要の改正を行おうとするものでございます。内容につきましては新旧対照表がございます。議案参考資料というのがございます。横版で新旧対照表がございますのでこちらに沿って御説明をいたします。

議案参考資料1頁をお開きください。第3条第1号に規定する基本料金につきましては、1立方メートルにつき「79円」を「72円」に改め、同条第2号に規定する使用料金につきましては、1立方メートルにつき「24円」を「30円」に改めようとするものでございます。なお、この改正条例の施行の日は、令和3年4月1日からとさせていただきます。

以上で、「かずさ水道広域連合企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

議長(磯貝 清君) はい。補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第3号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) はい。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 議案第4号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長(松上晴彦君) はい。それでは議案第4号でございます。「かずさ水道広域連合企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例の制定について」の説明を申し上げます。

議案書3頁をお開きください。本件は行政不服審査会の会議につきまして、委員の半数以上の出席があれば会議を開くことができるように、改正をしようとするものでございます。内容につきましては、先ほどの新旧対照表、A4の資料でございますが、こちら3頁の方を御覧ください。議案参考資料3頁でございます。7条2項で「全ての」委員が出席しなければ開催できないとされておりましたが、ここの「全ての」を「半数以上の」委員の出席で開催できるよう、改正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますよう、お願いたします。

議長(磯貝 清君) はい。補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員(笹生 猛君) はい。

議長(磯貝 清君) 笹生猛君。

議員(笹生 猛君) はい。まずこの開催要件に関しての変更なんです、まず全員から半分になったその経緯、そのなぜこういうふうになったのか理由について伺います。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。平野和之総務企画課長。

参事(総務企画課長)(平野和之君) はい。昨年、かずさ水道広域連合企業団の行政不服審査会を開きましたところ、委員の方3名いらっしゃるんですが、委員の方から、もし一人でも病気やけが等で出席できなくなったら開けないではないか、これは過半数に改めるべきではないかというような御意見をいただきましたので、これを改正させていただくということで提案させていただきました。以上でございます。

議長(磯貝 清君) いかがですか。はい。ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。なしと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第4号について採決を行います。

お諮りします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) はい。挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決しました。

議長(磯貝 清君) 議案第5号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) はい。

議長(磯貝 清君) 事務局長松上晴彦君。

事務局長(松上晴彦君) はい。それでは、議案第5号の説明を申し上げます。議案第5号は「水道料金債権等の放棄について」でございます。

議案書5頁を御覧ください。こちら消滅時効期間の経過した水道料金債権及び手数料債権の放棄につきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

初めに、統合前の債権の取扱いについての説明を申し上げます。

統合前、従来は、木更津市、君津市、袖ヶ浦市の水道事業では、消滅時効の期間は5年で下水道料金などとの徴収事務とのバランスを考慮して、催告や個別訪問などによる料金の徴収に努めた後、下水道料金債権等が時効を迎える5年に合わせて債権放棄を行ってまいりました。また、富津市の水道事業では富津市債権管理条例によりまして2年で債権放棄を行ってまいりました。

先の民法改正によりまして、令和2年4月1日以降に契約する私法上の債権の消滅時効が5年に改正されましたので、私法上の債権である水道料金債権等につきましても、督促納入期限から5年を経過する水道料金債権等の債権放棄を行おうとするものでございます。

改めまして、議案書5頁の「水道料金債権等の放棄について」を御覧ください。1「債権の種類」でございますが、水道料金債権及び手数料債権でございます。2の「債権額」は383万6,631円、3「債務者」は697人でございます。4「債権の概要」ですが、

平成25年度は、平成26年2月と3月分の調定分でございます。平成26年度は、平成26年4月から平成27年1月までに調定を行った分、平成27年度は、平成27年2月から平成28年1月の調定分で、3箇年度の合計は、1,136件で383万6,631円となります。この1,136件という数字は、請求月ごとの調定件数の合計ということで、お1人で2調定以上の債務者がいるということから、1件で2調定、要は複数の調定を受けている債務者がいるということから、債務者の実数697よりも件数合計1,136件は大きいということになります。債権放棄の理由で一番多いものは、所在不明でございます。無断転居等により所在がつかめないということでございます。

6頁に「債権放棄の理由」の説明、7頁から、42頁に個別の債権リストを添付しておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

なお、今後の予定ということでございますが、議決をいただきましたら、その後、セグメントごとに会計上の不納欠損処理を行うという予定でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長(磯貝 清君) はい。補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議員(須永 和良君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。須永 和良君。

議員(須永 和良君) はい。確認なんですけど、例えば所在不明に至るまでの経緯っていうのは督促状出して、現場の住所に行って、いなかったら所在不明と、要は転居してもういないような状態だったら所在不明いうことでいいんでしょうか。その場合に今広域化されてますけど、例えば君津市の人が所在不明で転居しちゃっていなかったとしたら、木更津市さんとかに転入で入ってませんかという問い合わせはしてるんでしょうか。

参事(業務課長)(中畑 浩治君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。中畑 浩治 業務課長。

参事(業務課長)(中畑 浩治君) はい。お答えいたします。まず無断転居の場合は相手方との接触をとれるように努めておりますが、現在は個人情報保護という社会情勢もございまして、四市内での異動も含めて転居先等の情報を取得することが非常に困難でございまして追跡調査は難しい状況でございます。ちなみに市に対しての問い合わせについてはちょっと法的に権限がございませんので、やはりあの聞き取りであるとか、あとは郵送で返ってきてしまう場合もございまして、初めから登録されている連絡先にも連絡がつかないというのが現状でございます。以上でございます。

議員(須永 和良君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。須永 和良君。

議員(須永 和良君) じゃあ、君津から木更津に引っ越してきても木更津市に問い合わせられないと法的に、ということですね、分かりました。じゃあ情報を君津市のセグメントだけで持っていて木更津市のセグメントと共有はできるんですかね、共有できないとすると、君津で所在不明の人が木更津に転居して木更津で開栓できるってことになるとおかしいと思うんですけど、その辺はできちゃうんですか、現状。

参事(業務課長)(中畑 浩治君) はい。

議長(磯貝 清君) 中畑 浩治 業務課長。

参事(業務課長)(中畑 浩治君) 現状としましてはやはりその辺も厳しくて、実際に名義自体を変えられてしまうというケースもございまして、データとしては四市分、業者はちょっと違うん

ですけど、データとしては持っているんですけど、なかなかその本人の整合というのが非常に
厳しい問題として残っております。

議員(須永 和良君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。須永 和良君。

議員(須永 和良君) じゃあ同姓同名の可能性もあるから、その要は、例えば須永 和良が費用倒れ
で債権があるのに木更津市に行って開栓の申請をしてもそれを受け付けるしかないってこと
なんですか。

参事(業務課長)(中畑 浩治君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。中畑 浩治 業務課長。

参事(業務課長)(中畑 浩治君) はい。現実はそのとおりでございまして、同じ名前でございまし
ても、やはり知ってるものが顔を見て本人と確認できないかぎり、開栓自体をお断りするこ
とはできません。

議員(須永 和良君) はい。

議長(磯貝 清君) はい。須永 和良君。

議員(須永 和良君) その辺はなんか世の名と社会通念としてはちょっとおかしいと思うので、例
えば開栓するときの条件で身分証出してもらってとかですれば、ああこの人とこの人一緒だ
から、こっちで支払い商品の支払いしてない人が、こっちでまた商品買えるっておかしい話だ
と思うので、なんかまあ弁護士さんとかと相談してできる方法をなんとか考えていただきた
いと思います。以上です。

議長(磯貝 清君) はい。ほかいかがですか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(磯貝 清君) はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第5号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(磯貝 清君) はい。挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝 清君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしま
した。



広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(磯貝 清君) ここで、渡辺広域連合企業長より挨拶があります。渡辺広域連合企業長。

広域連合企業長(渡辺 芳邦君) はい。それでは閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し
上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきまして、原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

冒頭お話をさせていただきましたように今年でこの連合企業団満2年が過ぎようとしております。当初の計画にあります10年間セグメント別にしっかりと配水管の更新また経営基盤の強化をしていこうということで各市域の皆様、各事業体の皆様、そして職員と一緒に進めているところでございますが、一方で、まだ2年ということの中で整理もしきれていないところもたくさんあります。今日もたくさんの御提案もいただきましたし、御指導もいただきました。これまで以上にしっかりと丁寧に説明をしながら皆さんとやってまいりたいと思っておりますのでぜひ御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



閉 会

議長(磯貝 清君) これをもちまして、令和3年2月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(令和3年2月15日 午前11時44分)

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和3年2月15日

かずさ水道広域連合企業団議会議長 磯 貝 清

同 会議録署名議員 近 藤 忍

同 会議録署名議員 村 田 稔

